

## 「マルチステークホルダー方針」

当社は、「住友の事業精神の下で、化学の分野で世界に通じる独創的な技術を開発し、特色のある質の高い製品を国内外に供給することにより、社会の発展に貢献します。」という企業理念のもと、製品やサービスを通じた社会的な課題の解決と持続可能な社会の発展への貢献を、社会的責任と位置づけています。そのため、株主のみならず、従業員、取引先、社会をはじめとするマルチステークホルダーとの適切な協働を通じて、全てのステークホルダーの期待に応えていくことを目指します。また、事業活動によって生み出された収益・成果のマルチステークホルダーへの適切な分配が持続可能な社会の発展に貢献する、との観点から、従業員への還元や取引先への配慮について、以下の方針で事業活動に取り組んでまいります。

### 記

#### 1. 従業員への還元

当社は、企業が持続的な成長をするためには、社員の成長が必要との考えに基づき、「人」を財産と考えています。自ら考え成長する“人財”の育成に取り組むとともに、社員が安心して働きやすい職場づくりに向けた施策を実施してまいります。

生産性向上と社員エンゲージメントの向上を喫緊の重要課題と位置づけ、社員の働きがい、やりがいを醸成することで社員一人ひとりの成長を促し、組織における付加価値の最大化に繋がります。

また、それらの取り組みによって生み出された収益は、賃金の引上げなどの直接的な処遇の改善はもちろん、教育訓練等では、リスクリングをはじめとする社員の育成のための教育・研修や福利厚生充実、健康経営の推進など、積極的に人材投資に活用することにより、従業員への持続的な還元を実施し、組織と社員一人ひとりの将来に亘る持続的な成長と社員が安心して働きやすい環境づくりに繋がってまいります。

(個別項目)

具体的には、賃金の引き上げについて、2019年12月に確定拠出年金制度を導入、2022年7月には一部手当の見直しに合わせてベースアップを実施、2023年7月にもベースアップを含む賃金の引上げを実施しました。教育訓練等については、2021年10月より自律型学習支援として任意公募型の研修を拡充しており、今後も継続してこれら労働条件向上策の検討を進めてまいります。

#### 2. 取引先への配慮

当社はパートナーシップ構築宣言の内容遵守に、引き続き、取り組んでまいります。なお、パートナーシップ構築宣言の掲載が取りやめとなった場合、マルチステークホルダー方針の公表を自主的に取り下げます。

- ・ パートナーシップ構築宣言のURL

【<https://www.biz-partnership.jp/declaration/22220-05-08-osaka.pdf>】

以上

2024年4月15日

住友精化株式会社

法人の名称

代表取締役社長 小川 育三

代表者の役職及び氏名